

第5期 雲南市農業委員会第2回総会議事録

1. 日 時 平成26年8月22日(金) 13:30~15:20

2. 場 所 三刀屋町 三刀屋交流センター 多目的ホール

3. 出席委員(34名)

1番 渡部洋一	2番 高尾茂通	3番 岡田康弘	4番 竹内 勉
5番 片寄健治	6番 日野一夫	8番 高橋敬二	9番 永井尚二
10番 周藤寛洲	11番 藤原修至	12番 橋本 博	13番 松原利廣
15番 青木征温	16番 内部武雄	17番 柳原昌広	18番 白築 進
19番 白築美雄	20番 中西康一	21番 嘉本輝雄	22番 渡部満憲
23番 鶴原能也	24番 廣澤幸博	25番 錦織邦男	26番 岡田 伸
27番 持田明典	28番 川上蘆求	29番 山本裕子	30番 高島幹雄
31番 陶山直利	32番 小田久義	33番 藤原 好	34番 山本博子
35番 宇都宮敏章	36番 石橋義明	37番 加藤一郎	

4. 欠席委員(2名) 7番 鳥谷悦雄 14番 高田 耕

遅刻届出委員(1名) 28番 川上蘆求

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 女鹿田比文
副主幹 山中亜希子 副主幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第12号 雲南市農業再生協議会委員の選出について
- ・議第15号 雲南市土地開発公社理事の選出について
- ・議第16号 雲南市都市計画審議会委員の選出について
- ・議第17号 雲南市都市計画推進委員会委員の選出について
- ・議第18号 J A雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員の選出について
- ・議第19号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について
- ・議第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第21号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第22号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第23号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。</p>
議 長	<p>開会に先立ちまして、議長の方から一言お願いをしておきたいと思えます。今回から質疑の後に討論を入れております。なぜかと申しますと、質疑の場合は提案された議案以外に意見・質問はできないことになっています。討論を入れることによりまして、自らの考え、反対たる理由、あるいは賛成たる理由など自分の意見が述べられますので、今回から質疑の後に討論を入れております。討論がない場合は、「無し」と言っていただければそれでよろしいです。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は34名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第2回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、3番岡田康弘委員、4番竹内勉委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。 去る8月20日松江市において、第106回島根県農業会議臨時総会が開催されました。総会に付議された平成25年度事業報告並びに収支決算の承認については、提案のとおり承認されました。また、任期満了に伴う会長等の改選があり、新会長には益田市の三浦満委員、副会長には松江市の原保雄委員が選任され、私は常任会議委員に就任いたしました。その他当日の資料は、事務局に置いておきますのでご覧ください。私の方からは以上です。</p>
議 長	<p>次に、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について ・農地法第4条第1項第8号届出書（農業施設用地転用届）の受理について ・会議等の予定について
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>「議第12号雲南市農業再生協議会委員の選出について」、「議第15号雲南市土地開発公社理事の選出について」、「議第16号雲南市都市計画審議会委員の選出について」、「議第17号雲南市都市計画推進委員会委員の選出について」、「議題18号JA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員の選出について」を一括上程とし議題とします。</p>
議 長	事務局から説明を求めます。
事務局	<p>議案書3ページをご覧ください。「議第12号雲南市農業再生協議会委員の選出について」であります。雲南市農業再生協議会規約第5条の規定に基づき、協議会委員を選出するものです。任期は平成28年3月31日までです。規約第5条の規程には、「農業委員会会長」と定めてあります。また、先般12日の運営委員会で、会長を「再生協議会委員」として選出の意見をいただいておりますのでご提案申し上げます。</p> <p>次に、議案書4ページをご覧ください。「議第15号雲南市土地開発公社理事の選出について」であります。雲南市土地開発公社定款第8条の定めにより「雲南市土地開発公社理事」を選出するものであります。任期は平成26年12月9日までです。このことにつきましては、学識経験者として農業委員会へ1名選出の依頼がきております。今までは、会を代表して1名選出する場合は、慣例により会長が妥当として選出されています。また、先般の運営委員会で、会長を雲南市土地開発公社理事として選出の意見をいただいておりますのでご提案申し上げます。</p> <p>次に、議案書5ページをご覧ください。「議第16号雲南市都市計画審議会委員の選出について」であります。雲南市都市計画審議会条例第3条の規定により審議会委員を選出するものであります。任期は平成28年7月8日までです。このことにつきましても、学識経験者として農業委員会へ1名選出の依頼がきております。慣例により会長が妥当として選出されています。また、先般の運営委員会で、会長を都市計画審議会委員として選出の意見をいただいておりますのでご提案申し上げます。</p> <p>次に、議案書6ページをご覧ください。「議第17号雲南市都市計画推進委員会委員の選出について」であります。雲南市都市計画推進委員会設置要綱第3条の規定に基づき、委員を選出するものでございます。任期は平成28年6月30日までです。このことにつきましては、都市計画区域が設定してある大東町、加茂町、木次町、三刀屋町より各1名の選出です。慣例により各町とも、町ごとに都市計画区域が設定してある担当区域の農業委員を選出されています。また、先般の運営委員会で、慣例による委員選出の意見をいただいておりますのでご提案申し上げます。</p> <p>次に、議案書7ページをご覧ください。「議第18号JA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員の選出について」であります。設置要項第4条の規定に基づき、委員を選出するものでございます。任期は平成27年6月13日までです。このことにつきましては、該当する4町、大東町、加茂町、木次町、三刀屋町より各1名の選出です。慣例により農政委員会から委員が選出されています。また、先般の運営委員会で、慣例による委員選出の意見をいただいておりますのでご提案申し上げます。</p> <p>以上人事案件につきまして、ご審議よろしく申し上げます。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>本案件は人事案件につき質疑、討論を省略して採決を行いたいと思います。 お諮りいたします。</p> <p>議第12号について事務局から説明がありました。雲南市農業再生協議会委員には会長を選出することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第12号雲南市農業再生協議会委員の選出について」は、会長加藤一郎を選出いたします。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>議第15号について事務局から説明がありました。雲南市土地開発公社理事には会長を選出することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第15号雲南市土地開発公社理事の選出について」は、会長加藤一郎を選出いたします。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>議第16号について事務局から説明がありました。雲南市都市計画審議会委員には会長を選出することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第16号雲南市都市計画審議会委員の選出について」は、会長加藤一郎を選出いたします。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>議第17号について事務局から説明がありました。雲南市都市計画推進委員会委員には、都市計画区域が設定してある大東町、加茂町、木次町、三刀屋町から選出いただきます。選出方法につきまして、ご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>次に、議第18号について事務局から説明がありましたが、JA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出は、農政委員会から選出いただきます。選出方法につきまして、ご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p>
議 長	<p>それでは雲南市都市計画推進委員会委員の選出については、大東町、加茂町、木次町、三刀屋町でご協議いただき委員の選出をお願いいたします。また、JA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出については、農政委員会でご協議いただき委員の選出をお願いいたします。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(休憩・選考)</p>
議 長	<p>再開します。</p> <p>「議第17号雲南市都市計画推進委員会委員の選出について」、選考結果を事務局でまとめていますので、順次発表していただきます。</p>
事務局	<p>失礼いたします。発表いたします。</p> <p>「議第17号雲南市都市計画推進委員会委員の選出について」です。大東町：中西康一委員、加茂町：青木征温委員、木次町：橋本博委員、三刀屋町：白築美雄委員です。</p>
議 長	<p>本案件も人事案件につき質疑、討論を省略して採決を行いたいと思います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議第17号について、事務局より各町から選出された雲南市都市計画推進委員会委員の発表がありました。発表のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第17号雲南市都市計画推進委員会委員の選出について」は、発表のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第18号JA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員の選出について」選考結果を事務局でまとめていますので、順次発表していただきます。</p>
事務局	<p>失礼いたします。発表いたします。大東町：渡部満憲委員、加茂町：嘉本輝雄委員、木次町：</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	松原利廣委員、三刀屋町：柳原昌広委員です。
議 長	<p>本案件も人事案件につき質疑、討論を省略して採決を行いたいと思います。 お諮りいたします。</p> <p>議第18号について、事務局より各町から選出されたJA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員の発表がありました。発表のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第18号JA雲南雲南市カントリーエレベーター運営委員の選出について」は、発表のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第19号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」を議題とします。</p>
議 長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書8ページをご覧ください。「議第19号農地法第2条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況荒廃農地、面積は301㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん。非農地の事由は、「山林からの土石流災害により耕作することができなくなったため」ということです。平成26年8月6日に現地調査を行っており、確認委員は、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員です。非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、豪雨による土石流で耕地の土砂が流出し耕作が不能となり、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第19号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり非農地として認定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第19号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり非農地として認定することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第20号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページをご覧ください。「議第20号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、田・現況、田、面積は合計479㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「基盤整備に伴い、土地交換により譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「基盤整備に伴い、土地交換により譲渡する」ということです。土地代は無償で、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で、面積は合計480㎡です。権利の種別は3条の賃貸借で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「借受人から賃借依頼があったため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「障がいをもつ利用者に農作業を通じて、日常生活の安定につながるよう支援を行うため」ということです。土地代は10アール当たり6,000円で、確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号1番については、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>また、申請番号2番については、農地の権利移動の不許可の例外として社会福祉法人その他営利を目的としない法人の場合でその業務の運営に必要な施設と認められるものとあり許可要</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>件を満たしていると考えます。</p> <p>以上2件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
16番	<p>申請番号2番についてです。農地を持っていない方が農地を借りる場合、どこらあたりがいいとかありますか</p>
事務局	<p>教育又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省令で定める者が権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的の運用に必要な施設の用に供すると認められることです。必要最小限の面積については認められております。非営利団体ということで許可ができるということになっております。</p>
議 長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第20号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第20号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>

発信者	議 事 要 旨
<p data-bbox="167 172 260 201">議 長</p> <p data-bbox="167 315 260 351">事務局</p> <p data-bbox="167 1989 260 2024">議 長</p>	<p data-bbox="280 172 1473 253">それでは次に、「議第21号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p> <p data-bbox="280 315 1473 396">議案書12ページをご覧ください。「議第21号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p data-bbox="280 412 1473 779">申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は10㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は雨が降ると崩れる恐れがあるため、申請地へ移転したい」とのことです。平成26年7月18日に農用地除外の許可が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p data-bbox="280 795 1473 1019">申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、申請面積は9.99㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は傾斜地にあり、不便なため申請地に移転新設する」とのことです。平成26年7月18日に農用地除外の許可が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に同じと考えます。</p> <p data-bbox="280 1034 1473 1355">申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は10.00㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は山の中腹にあり参道も一部崩壊し危険なため申請地に移転したい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分は「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断致しました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するもの日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えます。</p> <p data-bbox="280 1370 1473 1594">申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿 畑・現況 墓地で、申請面積は9.99㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は山の中腹にあり、参道も一部崩壊し危険なため、申請地に移転新設する」とのことです。始末書が提出されており「平成19年7月に墓地を建造していた」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は1番と同じです。</p> <p data-bbox="280 1610 1473 1883">申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿 畑・現況 宅地で、申請面積は合計237.01㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は宅地の拡張・車庫の建設で、車庫1棟を建築されます。転用理由は、「平成15年度県道〇〇〇〇線改良による宅地移転のための宅地造成を行う」とのことです。始末書が提出されており「平成18年に車庫を建築し利用してきた」とのことです。平成26年1月21日に農用地除外の許可が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は1番と同じです。</p> <p data-bbox="309 1899 1002 1935">以上、5件の申請についてご審議をお願いいたします。</p> <p data-bbox="309 1995 1453 2031">ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>

発信者	議 事 要 旨
4 番	<p>申請番号4番についてです。始末書案件です。平成19年7月に畑を墓地にされましたが、この時に農振地域の除外申請をされまして、本人は除外の申請をすれば転用ができると思いをしておられました。今回登記をしようと思われてわかったということです。また、図面の26ページをご覧くださいますと、申請地は生産性の高い農地でない気がします。大変申し訳なかったとおっしゃっておられました。ご審議よろしくお願ひします。</p>
9 番	<p>申請番号5番についてです。始末書案件です。図面の30ページをご覧ください。〇〇中学校が建設される時に、この申請地に残土を入れて埋めたようです。その後、県道〇〇〇〇線改良工事に伴いまして、□□さんは立ち退きを余儀なくされ、他に適地もなくここに家を建築されました。旧〇〇町時代の案件でして、当時県道〇〇〇〇線改良工事に係る案件が多くもれており遅くなり申し訳なかったということです。後で5条でも出ますが、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございますか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
1 5 番	<p>申請番号2番、3番、4番についてです。それぞれ墓地を畑の中に建てられるようですが、図面には管理道がありませんがどのようになっているのか説明をお願いします。</p>
事務局	<p>管理道がないということですが、3件とも畑の脇に道がありましてそこを通られるようです。</p>
議 長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第21号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第21号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第221号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題いたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書15ページをご覧ください。「議第22号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番と2番は先ほどの農地法第4条申請の申請番号5番に関連するもので、譲受人が同じ案件です。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況宅地、面積は104㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は宅地拡張・車庫で、車庫1棟53.74㎡を建設されます。転用理由は、「平成15年度県道〇〇〇〇線改良による宅地移転の為に宅地造成を行う」ということです。始末書が提出されておりまして、「平成18年に車庫を建築し利用してきた」ということです。平成26年1月21日に農用地除外の許可が出ており、土地代は代替地ということで無償、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿田・現況宅地が1筆、登記簿畑・現況宅地が1筆、面積は17.53㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は宅地拡張・車庫で、車庫1棟53.74㎡を建設されます。転用理由、確認委員、農地区分、土地代、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿田・現況事業用地が2筆、登記簿畑・現況事業用地が1筆、面積は1,050㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は真砂土採取作業用道路、洗車場、沈殿池、排水路です。転用理由は、「真砂土採取場として運搬車両の作業道路、洗車場、沈殿池、排水路の設置を行う」ということです。農用地区域外で、賃借料は無償、期間は3年間です。確認は1,000㎡を超えることから、〇〇委員、〇〇委員の2名です。許可条項は「農地法施行令第18条第1項第1号イの「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもの」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも田、面積は1,070㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は郵便局局舎及び駐車場で、郵便局局舎1棟105.70㎡、駐車区画12台分を建設されます。転用理由は、「現郵便局舎は築40年以上経過しており、老朽化等により申請地へ移転をしたい」ということです。農用地区域外で賃借料は、10アー</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>ル当り 112,000 円、確認は 1,000 m²を超えることから、〇〇委員、〇〇委員の 2 名です。農地区区分は、「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第 1 種農地と判断致しました。許可条項は規則第 3 3 条第 4 号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の「集落接続」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号 5 番、〇〇町〇〇△△-△外 2 筆、地目は登記簿・現況とも畑が 2 筆、登記簿雑種地・現況畑が 1 筆、面積は 2,683 m²です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は太陽光発電施設で、太陽光発電パネル 784 枚 1,270 m²を建設されます。転用理由は、「太陽光発電施設用地として利用したい」ということです。農用地区域外で賃借料は、10 アール当り 11,000 円、確認は 1,000 m²を超えることから、〇〇委員、〇〇委員の 2 名です。農地区区分、許可条項は先ほどの 1 番と同じであります。</p> <p>続きまして申請番号 6 番、〇〇町〇〇△△-△外 2 筆、地目は登記簿・現況とも田、面積は 1,196 m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は車庫、倉庫、資材置場で、車庫 1 棟 35.00 m²、倉庫 1 棟 18.00 m²を建設されます。農用地区域外で土地代は、10 アール当り 501,000 円、確認は 1,000 m²を超えることから、〇〇委員、〇〇委員の 2 名です。農地区区分、許可条項は先ほどの 1 番と同じであります。</p> <p>続きまして申請番号 7 番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況畑、面積は 443 m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は事務所用地で、事務所 1 棟 80.00 m²、駐車区画 5 台分を建設されます。農用地区域外で都市計画区域内の近隣商業地域に指定されております。土地代は、10 アール当り 22,573,000 円、確認は〇〇委員です。農地区区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第 3 種農地と判断致しました。第 3 種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>続きまして申請番号 8 番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は 529 m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は一般個人住宅で、個人住宅 1 棟 107.32 m²、車庫 1 棟 36.00 m²を建設されます。平成 26 年 1 月 21 日に農用地除外の許可が出ており、土地代は親子ということで無償、確認は〇〇委員です。農地区区分、許可条項は先ほどの 4 番と同じです。</p> <p>続きまして申請番号 9 番から 11 番は、同一の申請案件で、図面の 62 ページからを参考にご覧ください。</p> <p>続きまして申請番号 9 番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況事業用地、面積は 2,182 m²です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は岩石採取事業用工事用道路です。転用理由は、「申請地を借り受けて工事用道路及び表土置き場として利用する」ということです。農用地区域外で、賃借料は 80,000 円、期間は 2 年間です。確認は 1,000 m²を超えることから、〇〇委員、〇〇委員の 2 名です。農地区区分、許可条項は先ほどの 3 番と同じであります。</p> <p>続きまして申請番号 10 番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況事業用地、面積は</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>871 m²です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は岩石採取事業用工事用道路です。転用理由、確認委員、農地区分、土地代、許可条項は先ほどの9番と同じです。</p> <p>続きまして申請番号11番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況事業用地、面積は231 m²です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は岩石採取事業用工事用道路です。転用理由、確認委員、農地区分、土地代、許可条項は先ほどの9番と同じです。</p> <p>続きまして申請番号12番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも田が1筆、登記簿田・現況畑が1筆、面積は589 m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画10台分を造成されます。転用理由は、「参拝者の利便を図るため駐車場を整備する」ということです。平成26年7月18日に農用地除外の許可が出ており、10アール当り350,000円、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>以上12件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>
9 番	<p>申請番号1番、2番についてです。始末書案件です。図面の29ページをご覧ください。先ほど4条の申請番号5番で補足説明をしたとおりです。□□さんが家を建てられるには、このままでは建たないということで、隣接地の□□さんや□□さんの土地をもらわれてこのような形になったということです。母屋部分は終わっていましたが、3筆が残っていましたので今回申請されました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
30 番	<p>〇〇委員が欠席ですので、代わりに説明させていただきます。</p> <p>初めに、申請番号3番の新庄の真砂土採取場についてです。今回、また3年間一時転用の継続申請でして、雨などにより道路へ真砂が出ないように洗車場、沈澱池を作って対応されます。ご審議よろしくをお願いします。</p> <p>次に、申請番号4番の郵便局の移転についてです。築40年ということでございまして、老朽化しております。また、現在の場所は駐車場がありませんので歩道へ車を停めておられます。幾度か警察の方から指摘もあったようです。こうしたことから移転先を探しておられました。申請地は、〇〇地区の中心地でもあります。また、道路とほぼ同じ高さでもありますので、車いすのスロープ等も整備することも考慮しこの場所に決められたようです。ご審議よろしくをお願いします。</p>
6 番	<p>申請番号6番についてです。事務局から説明があったとおりです。昨年、□□さんが田畑転換届出を出された農地です。□□さんは造園業を営んでおられまして、事業用の車庫、倉庫、資材置場として利用されたいとのこと。ご審議よろしくをお願いします。</p>
21 番	<p>申請番号5番についてです。太陽光発電の施設を建築したいということです。貸付人の□□さんは高齢です。また、ご主人がお亡くなりになって一人では農業をやっていけないという状</p>

発信者	議 事 要 旨
2 1 番	<p>況です。娘婿の□□さんが、土地のことについて心配をしておられます。今回、農地に太陽光発電を整備したいということです。図面は4 2から4 5ページをご覧ください。申請地3筆を使って4つの発電所を作りたいということです。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございますか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
1 5 番	<p>申請番号1番、2番の始末書の案件についてです。今頃になって申請が出た経過を説明してください。</p>
9 番	<p>詳しくはわかりませんが、行政の方で始末をしないといけないということで今回申請が出たところです。</p>
事務局	<p>本来平成15年の県道改良工事の際に手続きを終わらせていないといけないものですが、ずるずると手続きが終わらないまま来てしまったようです。所有者の方がいつになったら整理してくれるのかと言われて、今回申請をされたということです。</p>
1 5 番	<p>早く、きちっと対応するのが行政であって、行政の怠慢のようなことなら、説明に来てもらって話を聞かないといけないではありませんか。</p>
事務局	<p>県道の改良工事に伴う手続きで、当時からの懸案事項であったと聞いております。〇〇の総合センターからも説明・お詫びがあったところです。事実の確認等行いまして次回に説明させていただきます。</p>
議 長	<p>この案件につきましては、経過を調査の上次回の総会で報告することにいたします。</p>
2 3 番	<p>申請番号4番と12番の駐車場についてです。駐車場の区画台数の根拠を示す必要がありますか。</p> <p>次に、個人住宅の面積が大きいなどの基準はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>駐車区画につきましては、必要最小限等ということになっています。郵便局につきましては、職員駐車場3台分を含めて12台です。お客さん用の駐車場が9台は必要と考えられます。もう一つの神社の駐車場ですが、地域の方が行事の時に集まって利用されますので10台位は必要と考えられます。もう1点の申請番号8番ですが、農地の転用は必要最小限となっております。以前は、個人住宅については500㎡以内、農家住宅については1,000㎡以内という規定がありました。今はそのような規定はありませんが、目安にはしております。今回の申請地は530㎡弱ですので妥当と判断しております。</p>

発信者	議 事 要 旨
23番 事務局	<p>駐車場については、逆算をして何台ということではなくて、理由があればいいということですか。</p> <p>そうです。</p>
23番 議長	<p>わかりました。</p> <p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。</p>
議長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第22号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第22号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、「議第23号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書20ページ「議第23号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。</p> <p>21ページをご覧ください。</p> <p>今回の案件は大東町で3件申請されております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願い致します。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。概ね10分ぐらいでお願いいたしたいと思います。暫時休憩といたします。</p>
	<p>(休憩)</p>
議 長	再開します。
議 長	先ほど、ご協議いただいた結果を発表していただきます。
9 番	大東町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	<p>ただ今大東町から許可妥当ということで発表がございましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	討論なしと認めます。
議 長	<p>お諮りいたします。 「議第23号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定をいたしました。</p>
議 長	以上で、本日の議事日程全て終了いたしました。閉会いたします。
事務局	<p>ご起立下さい。 一同ご礼。 ご着席願います。</p>
事務局	<p>次にその他事項に入ります。 【その他報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第5期雲南市農業委員会の組織体制・担当区域について (2) 雲南市農業委員会慶弔についての申し合わせについて (3) 平成26年度雲南市農業委員会慶弔会計予算書(案)について (4) 雲南市農業委員会内規に関する申し合わせについて (5) 平成26年度雲南市農業委員会活動計画及び活動スケジュールの概要

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>(6)平成26年度雲南市農業委員会予算について</p> <p>(7)雲南市標準農作業料金について</p> <p>(8)農地取得下限面積について</p> <p>(9)解散慰労懇親会及び第1回総会時懇親会の経費精算について</p> <p>(10)農業委員視察研修について</p> <p>(11)雲南地区農業委員会連絡協議会総会及び研修会について</p> <p>(12)農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員
